

国の令和 6 年度「電気・ガス料金負担軽減支援」に伴う

電気料金の値引きについて

平素よりおおた電力の電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、経済産業省の令和 6 年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業（以下、「本事業」）」について、2024 年 12 月 24 日付で採択されたことを受け、2025 年 8 月検針分から 2025 年 10 月検針分（2025 年 7 月使用分から 2025 年 9 月使用分）の電気料金の値引きを行います。

なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

1. 値引き単価（政府補助金単価）および適用月

（税込み）

年月(検針月)		2025 年		
		8 月検針分 (7 月使用分)	9 月検針分 (8 月使用分)	10 月検針分 (9 月使用分)
電気料金 (1kWh あたり)	高圧	1.0 円	1.2 円	1.0 円
	低圧	2.0 円	2.4 円	2.0 円

（対象外となるお客さま）

特別高圧電気をご契約のお客さま、発電事業を営むお客さま（太陽光買取・卒 FIT 売電分）。

2. 値引きの方法（2 種類の方法がございます。ご請求書をご確認ください。）

- ①料金内訳に「負担軽減支援事業補助金」の項目を設け、使用量に応じて値引額を算出し、ご請求金額に反映します。
- ②燃料費調整額を算定する際の「燃料価格変動による調整単価」から補助金分を値引きします。

【本事業に関するお問い合わせ先】

本事業の目的・概要などは、経済産業省資源エネルギー庁ホームページをご確認ください。

denkigas-gekihenkanwa.go.jp

■経済産業省「電気・ガス料金支援 お問い合わせ窓口」 0120-013-305

□受付時間 平日 9:00～17:00

お客さまへの請求料金に関しては、当社窓口（下記）までお問い合わせください。

株式会社おおた電力 業務部

0276-56-4755

□受付時間 平日 8:30～17:00

以上